

# 川崎市立稲田中学校PTA規約

## 第1章 総則

- 第1条(名称) 本会は川崎市立稲田中学校PTAと称し事務局を稲田中学校に置く。
- 第2条(目的) 本会は家庭と学校及び社会とが協力して民主的教育の理解と推進に努め生徒の幸福な成長を図ると共に会員相互の教養を高めることを目的とする。
- 第3条(組織) 本会は稲田中学校生徒の保護者またはこれにかかわる保護者と教職員をもって組織する。

## 第2章 事業

- 第4条(事業) 本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 民主教育の推進とその具現化を図るために必要な事項。
  - 2 教育的環境の整備を図り、福祉を増進するために必要な事項。
  - 3 学区内の社会教育を助成する事項。
  - 4 会員の教養を高め、親睦を図るために必要な事項。
  - 5 その他、第2条の目的達成に必要な事項。

## 第3章 総会

- 第5条(構成) 総会は全会員をもって構成する最高決議機関である。
- 第6条(開催) 定期総会は年度当初、会長が開催し、必要があるときは臨時総会を開くことができる。
- 第7条(決議) 総会の議事は、家庭数の過半数をもって決定する。
- 第8条(目的) 本会は家庭と学校及び社会とが協力して民主的教育の理解と推進に努め生徒の幸福な成長を図ると共に会員相互の教養を高めることを目的とする。

## 第4章 役員

- 第9条(構成) 本会の役員は原則次の通りとする。
- |       |      |           |
|-------|------|-----------|
| 1 会長  | 1名   | (保護者)     |
| 2 副会長 | 3～5名 | (保護者)     |
| 3 書記  | 3名   | (保護者・教職員) |
| 4 会計  | 3名   | (保護者・教職員) |
- 第10条(任務) 役員の仕事は次の通りとする。
- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。
  - 2 副会長は会長補佐し、会長不在のときは代行する。
  - 3 書記は会議の記事を記録し、本会運営の庶務をつかさどる。
  - 4 会計は金銭収支を記録し、必要に応じて会計報告をする。
- 第11条(選出) 役員は選出は総会もしくは臨時総会で行う。  
役員は任期は1年とする。但し、再選はさまたげない。

## 第5章 実行委員会

- 第12条(構成) 実行委員会は総会に次ぐ決定機関で役員・常任委員・区PTA協議会担当委員・学校代表をもって構成する。
- 第13条(任務) 実行委員会は次の任務を行う。
- 1 総会で委任された事項の企画・推進
  - 2 各常任委員会の事業計画の審議
  - 3 細則及び内規の制定と改廃
  - 4 その他、必要な事項

## 第6章 常任委員会

- 第14条(構成) 本会には、次の常任委員会を置くことを基本とする。
- 1 学年委員会
  - 2 成人ふれあい委員会
  - 3 広報委員会
- 第15条(選出) 常任委員会の選出は立候補を基本とする。
- 第16条(任務) 常任委員会の任務は、次の通りとする。
- 1 学年委員会は、各学年に関する活動及び会員・生徒の福祉厚生に関する活動を行う。
  - 2 成人ふれあい委員会は、会員相互の供用を高めるための活動や会員相互の交流を図る活動を行う。
  - 3 広報委員会は、本会及び学校の活動状況を広く伝達するために会報を発行する。

## 第7章 会計

- 第17条(経費) 本会の経費は、会費(教職員並びに1世帯につき、月額210円)及び事業収入・寄付金によって支弁し、会費の決定は総会によって決定する。
- 第18条(教育振興費) 本会の経費とは別に、第1章 第3条(組織)の会員及び生徒の諸活動をサポートするために教育振興の会計を設ける。
- 第19条(経費) 教育振興の経費は、会費(教職員並びに1世帯につき、月額190円)及び事業収入・寄付金によって支弁し、会費の変更は総会によって決定する。
- 第20条(会計年度) 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

## 第8章 会計監査

- 第21条(構成) 本会は2名(保護者)の会計監査を置く。
- 第22条(任務) 会計監査は必要に応じて会計の監査を行う。

## 第9章 付則

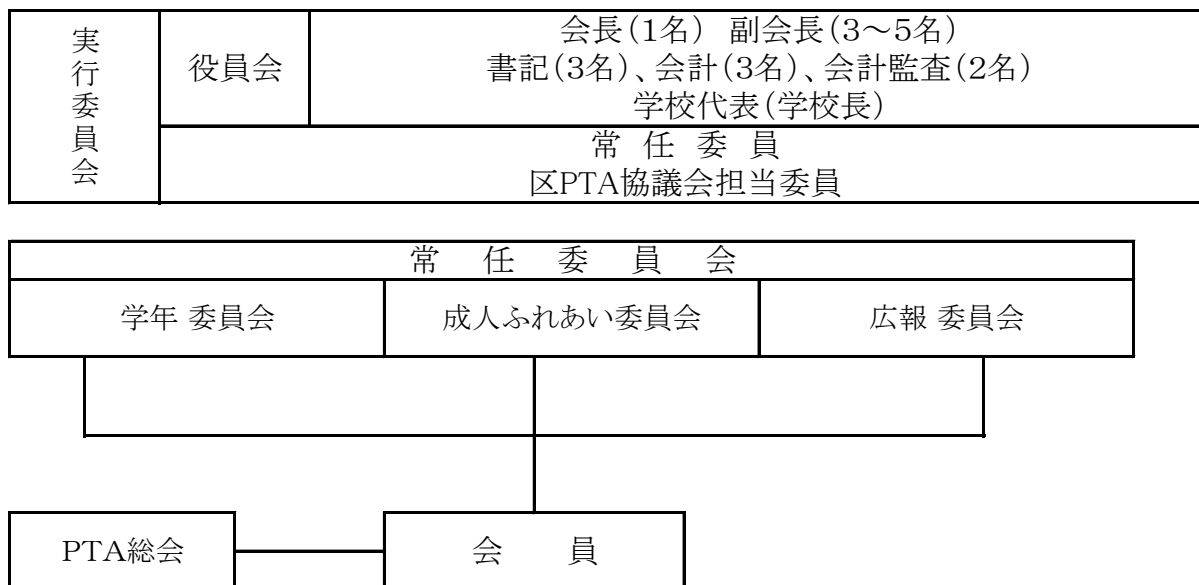
- 第23条(改廃) 本会の規約は総会において改廃する。但し、細則は実行委員会によって改廃することができる。
- 第24条(施行) この規約は昭和63年4月1日より実施する。

1	平成13年4月 1日	一部改正(副会長)
2	平成14年4月 1日	一部改正(企画委員会)
3	平成22年4月 1日	一部改正(会計)
4	平成23年4月 1日	一部改正(役員・会計)
5	平成29年4月 1日	一部改正(教育振興費)
6	平成30年4月 1日	一部改正(会計)
7	令和 2年4月 1日	一部改正(総会)
8	令和 4年4月 1日	一部改正(役員)
9	令和 6年4月 1日	一部改正(役員・常任委員会)
10	令和 7年2月10日	一部改正(校外委員会削除)
11	令和 7年4月28日	一部改正(企画会削除等)
12	令和 8年3月 3日	一部改正(総会)

# 細 則

## 第1章 PTA組織図

### 稲田中学校PTA 組織図



## 第2章 慶弔及び表彰

第1条(慶弔) 下記の各号に該当する場合、記念品または金銭を贈るものとする。

- |             |          |
|-------------|----------|
| 1 生徒の卒業     | 2 教職員の結婚 |
| 3 会員の不幸     | 4 生徒の不幸  |
| 5 教職員の父母の不幸 |          |

第2条 その他、特別の場合は役員会において審議する。

## 第3章 付則

第3条 本会の細則は実行委員会の承認によって改廃することができる。

### PTA慶弔・表彰の細則

この項目は細則 第1・2・3条により規定されたものを適正且つ円滑に運営するため定めるものとする。

- 第1項 慶弔内規 会員・生徒の不幸、教職員・歴代校長の慶弔に対して、会員全員で慶弔の意を表す。  
(歴代校長に関しては、会長または役員会の判断に委ねるものとする。)  
なお、冠婚葬祭への出席または参列は、都度役員会で協議するものとする。

対象	慶弔	参加	備考
会員の不幸	香典5,000円	PTA役員代表	必要に応じて参列
生徒の不幸			
教職員の配偶者の不幸			
教職員の一親等の不幸 (血族・姻族を問わず)			
教職員の結婚	祝金5,000円	PTA役員代表	必要に応じて参列

付則;平成 7年4月 1日 改正  
 付則;平成15年4月 1日 改正  
 付則;平成16年4月 1日 改正  
 付則;平成23年4月 1日 改正  
 細則;平成26年4月 1日 改正  
 細則;平成27年4月 1日 改正  
 細則;平成28年4月 1日 改正  
 細則;平成30年4月 1日 改正  
 細則;令和 4年4月 1日 改正  
 細則;令和 5年4月 1日 改正  
 細則;令和 6年4月 1日 改正  
 細則;令和 7年2月10日 改正  
 細則;令和 7年4月28日 改正  
 細則;令和 8年3月 3日 改正